

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	千葉県立鶴舞看護専門学校
設置者名	千葉県

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護師 3年課程	看護学科 【旧課程】	夜・通信	14単位	9単位	
	看護学科 【新課程】	夜・通信	14単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考) 今年度、【旧課程】は3学年、【新課程】は1・2学年が対象。					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

千葉県ホームページ（鶴舞看護専門学校）にて公表 https://www.pref.chiba.lg.jp/tsurumai/
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	千葉県立鶴舞看護専門学校
設置者名	千葉県

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価会議
役割	<p>千葉県立鶴舞看護専門学校 自己点検評価実施に関する規程第4条及び学校関係者評価の実施に関する要綱に基づき設置</p> <p>学校運営や教育活動について、自己点検評価の結果に基づき学校の取組み事項、自己点検・評価内容等について意見をする。</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
千葉県立高等学校長		近隣教育機関の代表者
介護老人保健施設長		近隣保健医療施設の代表者
公的病院の看護管理者		実習施設の代表者
千葉県立病院 看護副局長		実習施設の代表者
社会福祉講師		非常勤講師の代表者
千葉県看護協会常任理事		看護職能団体の代表者
千葉県立病院 看護師		卒業生
(備考)		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	千葉県立鶴舞看護専門学校
設置者名	千葉県

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p> <p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>学生による授業評価及び会議等での検討により毎年見直しをしており、2～3月ごろに次年度のシラバスを決定します。</p>	
授業計画書の公表方法	千葉県ホームページ(鶴舞看護専門学校)にて公表 https://www.pref.chiba.lg.jp/tsurumai/
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p> <p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>シラバスにおいて、成績評価の方法について明記しています。 また、パフォーマンス課題については、ルーブリックにより行っています。</p>	
<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出しています。 (100点満点で点数化)</p>	
客観的な指標の算出方法の公表方法	千葉県ホームページ(鶴舞看護専門学校)にて公表 https://www.pref.chiba.lg.jp/tsurumai/
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>学則第24条及び第33条、学校運営に関する会議規程第8条(卒業認定会議)の規定により実施しています。</p>	
卒業の認定に関する方針の公表方法	千葉県ホームページ(鶴舞看護専門学校)にて公表 https://www.pref.chiba.lg.jp/tsurumai/

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	千葉県立鶴舞看護専門学校
設置者名	千葉県

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		看護師 3年課程		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼間	【旧課程】 103 単位時間/単位	【旧課程】 11 単位時間 /単位	単位時間 /単位	【旧課程】 3 単位時間 /単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
		【新課程】 105 単位時間/単位	【新課程】 11 単位時間 /単位		【新課程】 3 単位時間 /単位		
			【旧課程】	14	単位時間/単位		
			【新課程】	14	単位時間/単位		
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		121人	0人	11人	人	11人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 【様式第2号の3より再掲】
成績評価の基準・方法
（概要） 【様式第2号の3より再掲】
卒業・進級の認定基準
（概要） 【様式第2号の3より再掲】

学修支援等 (概要) 朝学習の導入 学生個々に合わせた少人数グループ・個別指導による国家試験対策

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
32人 (100%)	人 (%)	31人 (96.9%)	1人 (3.1%)
(主な就職、業界等) 千葉県内医療機関			
(就職指導内容) キャリア支援教育、就職ガイダンス、面接指導 等			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験 合格率96.9%			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
116人	2人	1.7%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) クラス担任制による個別支援、カウンセラーの配置		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	県内 10,000 円 県外 30,000 円	118,800 円	0 円	ユニフォーム・電子テキスト代等 実費負担有 (別途 iPad 購入が必要)
3 年間合計	県内 10,000 円 県外 30,000 円	356,400 円	0 円	実費負担合計 約 381,000 円 (iPad 代を除く)
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
スクールバスの運行 (朝夕運行)、学生寮あり				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.chiba.lg.jp/tsurumai/		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
学校関係者評価会議 千葉県立鶴舞看護専門学校 自己点検評価実施に関する規程第 4 条及び学校関係者評価の実施に関する要綱に基づき設置。 学校運営や教育活動について、自己点検評価の結果に基づき学校の取組み事項、自己点検・評価内容等について意見をする。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
千葉県立高等学校長		近隣教育機関の代表者
介護老人保健施設長		近隣保健医療施設の代表者
公的病院の看護管理者		実習施設の代表者
千葉県立病院の看護副局長		実習施設の代表者
社会福祉講師		非常勤講師の代表者
千葉県看護協会常任理事		看護職能団体の代表者
千葉県立病院 看護師		卒業生
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.chiba.lg.jp/tsurumai/		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.chiba.lg.jp/tsurumai/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H11221000049
学校名	千葉県立鶴舞看護専門学校
設置者名	千葉県

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		16人	14人	17人
内 訳	第Ⅰ区分	一人	一人	
	第Ⅱ区分	一人	一人	
	第Ⅲ区分	一人	一人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				17人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人		
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下)	0人		
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人		
「警告」の区分に連続して該当	0人		
計	0人		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑つて認定の効力を失つた者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期	後半期

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)	0人		
GPA等が下位4分の1	0人		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人		
計	0人		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。